

福島県水素エネルギー普及拡大事業
(燃料電池小型トラック導入促進事業)
補助金募集要項

令和 7 年 7 月 23 日
福島県エネルギー課

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池小型トラック導入促進事業）補助金」については、補助金交付要綱、補助金実施要領、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要項に定めるところにより補助金交付申請を募集する。

1 事業概要

- | | | |
|---|---|---------------|
| (1) 補助対象事業
(2) 補助対象者
(3) 補助対象経費及び補助金の額
(4) 補助の要件
(5) 事業期間 | } | ※ 補助金交付要綱のとおり |
|---|---|---------------|

交付決定日から令和8年3月31日（火）まで

2 申請の方法

(1) 提出書類

補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）に加え、次の書類を提出してください。ただし、リース事業者が補助事業者となる場合は、燃料電池小型トラックの使用者に係る工から力に定める書類を含めるものとする。

- ア 事業計画書（交付要綱様式第1号の別紙1）
- イ 収支予算書（交付要綱様式第1号の別紙2）
- ウ 貸与料金の算定根拠明細書（交付要綱様式第1号の別紙3）（リース事業者が補助事業者となる場合に限る。）
- エ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（交付要綱様式第1号の別紙4）
- オ 補助事業者の登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書
- カ 補助事業者の直近2か年分の財務諸表等、財務状況が確認できるもの
- キ 導入する燃料電池小型トラックの車両本体価格等が分かる見積書の写し
- ク 運用する燃料電池小型トラックと同車格のディーゼルトラックの車両本体価格等が分かる見積書の写し
- ケ 国による補助金の交付申請書類一式の写し
- コ 国による補助金の交付決定の事実が分かる通知の写し（本申請時点で未決定の場合は決定後速やかに通知の写しを提出すること）

(2) 提出先及び提出方法

ア 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
福島県企画調整部エネルギー課（担当：荒木、入部）

イ 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

(3) 募集期間

令和7年7月23日（水）～令和8年3月26日（木）17時（必着）

※必要書類一式の提出があった場合、その都度審査及び交付決定を行います。

(4) 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）は、申請者宛て郵送にて通知します。

3 交付決定後の留意事項

(1) 変更承認申請

事業内容に変更がある場合、下記に記載する軽微な変更を除き、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（交付要綱様式第2号）を提出してください。

ア 補助対象経費が20%以内の減額であるもの

イ 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

(2) 実績報告

事業完了後は速やかに完了報告書（交付要綱様式第4号）を提出するとともに、完了日から起算して30日を経過した日、又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（交付要綱様式第5号）を提出してください。

4 その他留意事項

募集期間中であっても、補助金の交付額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。